

# 山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成23年2月定例会

平成23年2月3日

## 目 次

平成23年2月定例会

2月3日（木曜日）

出席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
会期の決定	2
会議録署名議員の指名	3
諸報告	3
議案上程（議第1号及び議第2号）	3
提案理由の説明（広域連合長）	3
補足の説明（事務局次長）	4
質疑	5
採決	5
議案上程（議第3号から議第6号）	5
提案理由の説明（広域連合長）	5
補足の説明（事務局次長）	6
事業課長	10
質疑	11
討論	16
採決	16
議案上程（議第7号）	16
提案理由の説明（広域連合長）	16
質疑	17
討論	17
採決	17
選挙管理委員及び補充員の選挙	17
広域連合長あいさつ	18
閉会	18

○出席議員（13名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	伊藤護國	議員
6番	工藤芳夫	議員	7番	増川修	議員
9番	伊藤一雄	議員	10番	佐藤誠七	議員
11番	佐々木謙二	議員	12番	伊藤俊美	議員
13番	阿部寿一	議員	14番	今野良和	議員
16番	富樫透	議員			

---

○欠席議員（3名）

5番	清野貞昭	議員	8番	山尾順紀	議員
15番	菅井儀一	議員			

---

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	安部三十郎
代表監査委員	安達重晴	事務局長	齋藤勝重
事務局次長	森谷健	会計管理者	佐藤浩之
事業課長	結城義彦	総務係長	西塔浩人
企画財政係長	鈴木茂樹	資格管理係長	中里隆
給付係長	大河原孝如		

---

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	齋藤勝重	事務局次長（兼務）	森谷健
書記（兼務）	西塔浩人	書記	青木重雄
書記	小玉隆宣		

---

○議事日程第1号

平成23年2月3日（木）午後2時00分 開議

- 第1 議席指定
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員指名
- 第4 諸報告
  - ・例月出納検査報告
- 第5 議第1号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

- 第6 議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)
- 第7 議第3号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第8 議第4号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第10 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
- 第11 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について
- 第12 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 

### ○本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

---

#### 午後2時00分 開議

○議長(茨木久彌君) これより、平成23年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、清野貞昭議員、山尾順紀議員、菅井儀一議員です。

出席議員は13名で、定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真等による撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

---

#### 日程第1 議席指定

○議長(茨木久彌君) 日程第1 議席の指定を行います。

この度の選挙において、改めて議員になられた佐藤誠七議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長(茨木久彌君) 続きまして、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第3 会議録署名議員の指名

- 議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。  
2番 斉藤栄治議員、4番 伊藤護國議員 を指名いたします。
- 

### 日程第4 諸報告

- 議長（茨木久彌君） 日程第4 諸報告を行います。  
平成22年7月から平成23年1月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。  
以上で報告を終わります。
- 

### 日程第5 議第1号 から 日程第6 議第2号

- 議長（茨木久彌君） 次に、日程第5 議第1号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、日程第6 議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、一括議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

- 連合長（市川昭男君） 議長。

- 議長（茨木久彌君） 市川連合長。

### 提案理由の説明

- 連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第1号、議第2号についてご説明申し上げます。

議第1号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,508万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億6,015万円とするものであります。

議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30億8,999万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,392億7,909万2千円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げます。

- 事務局次長（森谷健君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 森谷事務局次長。

○事務局次長（森谷健君） それでは、はじめに、議第1号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに歳入補正につきまして、ご説明申し上げます。

3款繰越金を8,508万6千円増額計上しております。これは、平成21年度の決算認定に伴いまして、前年度の繰越金を計上したものでございます。

次に歳出補正につきまして、ご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に8,508万6千円増額しておりますが、前年度の事務費にかかる市町村負担金の精算に伴う、返還金でございます。

次に、議第2号 平成22年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入補正につきまして、ご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項市町村負担金、1目保険料等負担金は、年金以外の所得が減少し低所得者が増加していることもあり、保険料の軽減額を精査した結果、7,257万2千円を減額するものです。

同じく2目療養給付費負担金は、負担金の精算に伴い、前年度の負担金額が不足している市町村からの追加納付であり、9,006万8千円を計上するものです。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村が行なう「長寿・健康増進事業」に対し、広域連合が補助する場合に交付される特別調整交付金2,992万8千円を計上するものです。

同じく3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、平成23年度においても低所得者及び被扶養者に係る保険料の軽減が先の国の補正予算に盛り込まれており、年度内の交付が決定しておりますので、軽減の補填分として11億2,959万6千円を計上するものです。

3款県支出金、2項県財政安定化基金支出金、1目県財政安定化基金交付金は、平成21年度の剰余金の状況によりまして、県財政安定化基金からの交付を見込まないため、6億9,962万3千円を減額するものです。

6款繰入金、2項基金繰入金は、市町村が行う制度広報などの「特別対策事業」に対し広域連合が補助するための74万円と、1款保険料等負担金でご説明いたしました国の補填分7,257万2千円を、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入るもので、計7,331万2千円を計上するものです。

7款繰越金は、平成21年度の決算剰余金のうち、これまで予算計上しておりませんでした25億3,928万1千円を、追加計上するものです。

次に歳出補正につきまして、ご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、市町村が実施する「長寿・健康増進事業」に2,992万8千円、及び「特別対策事業」に74万円を補助金として交付するもので、計3,066万8千円を計上するものです。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目後期高齢者医療制度臨時特例基金ですが、先ほど歳入の説明で触れました保険料軽減の財源として交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特

例交付金については、一旦、当該基金へ積み立て、事業実施に応じて必要額を取り崩す仕組みとなっていることから、同額の11億2,959万6千円を積立てるものです。

次に、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は、平成21年度の医療給付費等に基づき、国と市町村からそれぞれ交付された負担金、補助金等について実績に基づいて精算し、計11億6,292万9千円を返還するものです。

8款予備費7億6,679万7千円は、不用額として翌年度に繰り越し、次年度の財源として活用を予定するとともに、今年度の不測の支出に備えるものです。

以上で説明を終わります、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。議第1号及び議第2号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第1号及び議第2号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議第3号 から 日程第10号 議第6号

○議長（茨木久彌君） 次に、日程第7 議第3号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から日程第10 議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてまでの議案4件は、関連がありますので一括議題いたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

#### 提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） ただ今上程されました議第3号から議第6号につきまして、ご説明申し上げます。

議第3号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1,653万2千円とするものであります。

議第4号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,393億1,241万6千円とするものです。

続きまして、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成23年度の保険料軽減措置を前年度と同様に実施するため、所要の改正を行うものです。

議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正につきましては、議第5号で申し上げました保険料軽減措置の財源の交付金を基金で受け入れ、その処分に関する事項を定めるため、条例の改正を行うものです。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（森谷健君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 森谷事務局次長。

○事務局次長（森谷健君） ただいま一括議題となりました議第3号から議第6号につきまして、ご説明いたします。

はじめに当初予算に関する議案についてご説明し、条例改正の議案につきましては、後ほど説明員を交代して、ご説明いたします。

それでは、議第3号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入につきましては、1款の分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰越金、4款諸収入の4款構成でございます。

歳出につきましては、1款の議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費の4款構成でございます。

次にそれぞれの詳細につきましてご説明いたします。

はじめに、歳入の1款分担金及び負担金は、広域連合の運営にかかる市町村からの事務費負担金で、6億1,581万4千円を計上しております。この負担金にかかる各市町村の負担割合につきましては、広域連合規約の規定により、均等割10%、75歳以上の高齢者人口割45%、総人口割45%の各割合で算出しております。

なお、前年度と比較して、5,800万円ほどの減となっておりますが、主な理由といたしましては、特別会計における国保連への委託料の引下げに伴い、特別会計への事務費繰出金が減額になるため、その財源である市町村負担金が減額になるものであります。

次に2款財産収入は、財政調整基金及び臨時特例基金の運用利子を26万円計上しております。平成22年度運用状況の実績を反映させまして、19万円の減額を見込んでおります。

3款繰越金につきましては、前年度からの繰越金として1千円の存目計上でございます。

4款諸収入は、1項に預金利子として1千円を計上するほか、2項雑入として、職員の住居借上げにかかる使用負担金など45万6千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費などで、前年度同額の65万3千円を計上し



ております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、前年度比372万1千円増の1億8,548万5千円を計上しております。増額の主な理由であります。共済組合負担率の上昇や職員の定期昇給等による派遣職員人件費負担金の増額であり、旅費や消耗品等を減額するなど、必要最小限の予算編成を行ったところであります。

2 目財政管理費につきましては、基金に生じる利子の積立として26万円を計上しております。

2 項選挙費は、選挙管理委員会開催費で、前年度同額の4万8千円を、3 項監査委員費は定例監査など監査にかかる経費で、8万6千円を計上しております。

3 款民生費につきましては、特別会計の事務経費にかかる繰出金、4億2,500万円を計上しております。前年度より6,206万円8千円の減額となっておりますのは、事業に要する事務費のうち、レセプト管理委託料の減額が主な理由であります。

4 款予備費は、不測の事態に対応するため、前年度同額の500万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

引き続き、議第4号 平成23年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金など8 款構成でございます。

歳出につきましても、1 款の総務費、2 款保険給付費など8 款構成でございます。

歳入と歳出、それぞれの合計額とも前年度との比較で、約39億円、率にして2.9%程の増額計上となっております。これは、被保険者数の伸びや医療技術の進歩等により医療費の伸びを見込んでいることが主な理由であります。

次に、それぞれの詳細につきましてご説明いたします。

はじめに歳入1 款分担金及び負担金、1 項市町村負担金は、1 目保険料等負担金と2 目療養給付費負担金で総額214億2,932万3千円を計上しております。

1 目保険料等負担金は、広域連合が賦課し市町村が徴収する保険料を約76億2千万円と、低所得者の保険料軽減に係る保険基盤安定繰入金を約27億7千万円、合わせて103億8,941万1千円を計上しておりますが、先に説明いたしました被保険者数の増加等により、前年度比約1億7千万円の増額となっております。

2 目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割、つまり病院等窓口での支払いが1割の被保険者に係る保険給付費の12分の1を市町村が定率負担するもので、前年度比約3億4千万円増の110億3,991万2千円の計上でございます。なお、自己負担割合が3割の現役並み所得者については、療養給付費負担金と以下の2 款国庫支出金、3 款県支出金などの公費負担はございません。

次に、2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、国がその12分の3を定率負担するもので、前年度比約10億1千万円増の331億1,973万8千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、レセプト1 件当たり80万円を超える高額な医療費の80万円を超える部分について、保険料でまかなうべき部分の2分の1を国と県が半分ずつ負担するもので、国の負担割合に応じた2億8,228万4千円を計上しております。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、広域連合間の被保険者の所得格差による財政力の不均衡を是正するための普通調整交付金と、臓器提供関連のリーフレット、保護シール作成等のための特別調整交付金で、前年度比約6億2千万円増の135億5,971万7千円を計上しております。

また、2 目民生費国庫補助金は、健康診査に係る保健事業実施に対する補助金で、3,880万5千円を計上しております。

3 款県支出金、1 項県負担金、1 目療養給付費負担金は、自己負担割合が1割の被保険者に係る保険給付費に対し、県がその12分の1を支出するもので、前年度比約3億4千万円増の110億3,991万2千円を計上しております。

2 目高額医療費負担金は、国庫支出金の高額医療負担金と同様で、県の負担割合に応じた2億8,228万4千円を計上しております。

2 項県財政安定化基金支出金、1 目県財政安定化基金交付金は、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や給付費が見込みを超えて増加した場合、及び保険料上昇を抑制するために県との協議を踏まえて貸付や交付を受けるものですが、平成21年度の剰余金の状況により23年度においても交付金を見込まない存目計上の予算編成を行っております。

4 款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金に各医療保険者が納付した後期高齢者支援金を各広域連合へ交付するものです。前年度比約17億5千万円増の570億8,688万5千円を計上しております。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療給付につきまして、その200万円を超える部分について、後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金をもとに実施される共同事業であり、これまでに国民健康保険中央会から交付された実績に基づき、1,116万3千円を見込み計上しております。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事務費に充てるため、一般会計から繰入れるもので、4億2,500万円を計上しております。

2 項基金繰入金は、保険料軽減等の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金から繰入を行うもので、10億7,878万円を計上しております。

7 款繰越金は、平成22年度で見込まれる剰余金を平成23年度に活用するもので、8億7,903万5千円を計上しております。

8 款諸収入では、1 項延滞金、加算金及び過料、2 項預金利子を、存目で計上しております。

3 項雑入は、交通事故等の、第三者行為による納付実績を勘案した第三者納付金と、存目計上の返納金や雑入と合わせて、7,948万6千円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費は、広域連合電算処理システム運用支援業務委託、レセプト点検及び画像化の委託ほか、医療費通知、ジェネリック医薬品利用差額通知、療養給付決定通知等の作成、郵送料等の経費、また一時借入した場合の利子等で、前年度比約4,500万円減の4億3,737万2千円を計上しております。

なお、平成23年度の新規事業でありますジェネリック医薬品利用差額通知事業につきまし

ては、国においては、平成23年度の保険者機能強化事業の一つとして、全国の広域連合に対する予算措置が示されている状況にあり、ジェネリック医薬品への切り替えによる調剤費抑制の効果は大きいものと考えております。実施に当たりましては、切り替えを強要しない文面となるよう配慮しながら進めたいと考えております。

続きまして、2款保険給付費、1項療養諸費についてであります。1目療養給付費を、前年度比約42億3千万円増の1,353億8,849万円を計上し、2目に療養費として8億3,830万円を計上したほか、3目に特別療養費を、4目には移送費をそれぞれ計上しております。

2項審査手数料につきましては、国民健康保険団体連合会に委託するレセプトの審査及び医療機関への支払事務にかかる手数料であり、委託単価の引下げにより前年度に比べ約900万円の減を見込み、4億7,382万3千円を計上しております。

3項高額療養諸費、1目高額療養費は、自己負担額が世帯や個人の所得の状況に応じた限度額を超えた場合に支給するもので、前年度比約2,400万円の増を見込み、10億9,941万円を計上しております。

また、2目高額介護合算療養費は、高額療養費と介護保険の自己負担額の合計が一定の限度額を超えた場合に支給するもので、これまでの実績を勘案し、約1億3千万円減の1億円を計上しております。

4項その他医療給付費の1目葬祭費につきましては、被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った方に5万円を支給するもので、前年度比約800万円増の5億6,735万円を計上しております。

3款県財政安定化基金拠出金は、保険料の徴収が予定収納率を下回った場合や給付費が見込みを超えて増加した場合に、貸付、交付を受けるためと、保険料上昇抑制を目的として交付を受けるために県が設置する基金への拠出金でございます。国、県、広域連合が3分の1ずつを拠出するもので、1億800万円を計上しております。

4款特別高額医療費共同事業拠出金も歳入でご説明いたしましたが、国民健康保険中央会が行なう特別高額医療費共同事業への拠出金として、事務費拠出金15万円と合わせて1,131万3千円を計上しております。

5款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費は、被保険者の糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的とし、健康診査を行う事業でございます。

健康診査は、基本項目と詳細項目の貧血、心電図、眼底検査を実施するものです。

実施にあたっては、市町村に委託することとしており、その委託料として2億5,253万円を計上しております。

また、2目その他健康保持増進費は、歯の喪失予防を目的として、健康を維持し、食べる楽しみを享受できるようにするために、歯周疾患検診事業として、1,557万5千円を計上しております。

6款基金積立金は、存目として1千円を計上しております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目保険料還付金、2目還付加算金、3目償還金として、1,515万1千円を計上しております。

8款予備費につきましては、不測の事態に対応するための計上であります。事務費の予備費として、500万円を計上しております。

一時借入金につきましては議案書の第2条により、一時借入金の限度額を保険給付費の約1ヶ月分の100億円と定めるものであり、歳出予算の流用につきましては第3条により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内での流用を定めるものでございます。

以上が当初予算でございます。

それでは、条例改正議案の 議第5号及び議第6号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） それでは、議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

この度の条例改正は、平成22年11月26日に成立しました国の平成22年度補正予算に措置されております、平成23年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額及び低所得者に対する保険料の減額について、規定を追加しようとするものであります。

それでは改正内容について、条例の条項に沿ってご説明いたします。

附則第14条につきましては、平成23年度における保険料賦課総額の算定において、低所得者に対する保険料の減額及び被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料の減額について、適用する規定を定めるものであります。

附則第15条につきましては、被用者保険の被扶養者であった被保険者については、資格取得後2年間の制限を無くし、平成22年度に引き続き、平成23年度分の均等割額についても9割を軽減する規定を追加しようとするものであります。

附則第16条につきましては、平成22年度に引き続き、平成23年度において、均等割額が7割軽減となる被保険者について、一律に8.5割軽減とする規定を追加しようとするものであります。

なお、この条例の施行期日については、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、議第6号 山形県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療制度 臨時特例基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ただいまご説明いたしました、議第5号の平成23年度における保険料の軽減措置にかかる財源については、すべて国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で補填されますが、交付金を一旦、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、その後、必要に応じ処分することになります。

このたびの改正は、平成23年度の保険料軽減にかかる財源措置として、基金を処分することができる内容と、合わせて字句の整理を行うものです。

なお、この条例の施行期日については、平成23年4月1日から施行するものです。

以上で議第3号から議第6号までの説明を終わります。よろしくご審議くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（斉藤栄治君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 2番、斉藤栄治議員。

○2番（斉藤栄治君） 特別会計についてご質問申し上げます。

来年度の新規事業でジェネリック医薬品差額通知事業をされるということで、大変いいことだと思います。国の予算措置を受けてということですが、単独でも本来しなくてはならないことだと思っています。

2点お伺いします。

予算の特別会計の給付費にジェネリック医薬品差額通知事業で予測される効果額、試算があればどの程度見込んでいるのかお教えいただきたい。

もう一点につきましては、ジェネリック医薬品に替えてもらいたくても、なかなか医師に直接言いづらいという意見がございます。こういった点で、県医師会、歯科医師会、薬剤師会等への働きかけを今後どのようにやって行くのか、この2点についてお伺いいたします。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

効果額ということですが、差額通知の効果額につきましては、被保険者負担の差額合計が100円以上の保険給付費総額を1ヶ月あたり1億円と見込んでいます。

ジェネリックの想定切替え率を20%、協会けんぽ山形支部がすでにやっております、切替え率が24.93%ですので、それを参考にし、さらに安全率をかけまして20%と見ております。そうしますと、1億円×20%×12ヶ月（効果額）－1,400万円（費用額）＝226,000千円となります。これは1年分ですので、当初は7月通知でございますので1年分は見られませんが、半年分を見ますと丁度半分となります。

医師会等への働きかけということですが、昨年の12月10日に、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会に対し訪問いたしまして、説明と協力をお願いしているところでございます。それについて、3師会から理解を得ておりますので実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（茨木久彌君） 他に、質疑はございませんか。

○14番（今野良和君） はい。

○議長（茨木久彌君） 14番 今野良和議員。

○14番（今野良和君） 一般会計予算の方で、考え方をお聞きしたいと思います。

23年度は、特別会計の委託料の引下げによって、それなりに負担が減ったわけであり、大変いいことだと思いますが、先程の補正予算の中でも繰越金について、この時期に返還をするという措置をしているわけですが、繰越金が相当の金額で一般会計から出ること自体が予算の算定にあたり、過大に集めすぎるのではないかとされるかもしれません。いろいろな要因があるでしょうけども。

今回の新年度の予算で、事務費負担金について、前年度とどのような考え方の違いをもって積算して予算計上したのかについてお尋ねいたします。

考え方としては、市町村にとっては、途中で余計負担を求められるより、余ったものを返還されることは悪いことではありませんが、それまでの期間、市町村でそのお金があれば何がしの対応が出来るというのも考えられます。その金額が今まで眠っているということになりますので、出来るだけ一般会計では繰越金が出ないようなやり方をすべきだと考えますので、その点の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

特別会計の関係ですが、21年度は剰余金が相当出たということで、その関係もあり県財政安定化基金の交付金を見込まないで剰余金の処理をして予算を組んだとの説明でしたが、今年度はこれでいいですが、予算編成の基本的な考え方として、毎年大幅な剰余金が出るという想定はしていないとは思いますが、剰余金が出た場合、県財政安定化基金については手を付けないという考え方が、はたして予算編成をするにあたっての基本的な考え方としていいのか。あるいは、剰余金を積立てるなど、万が一に備えての基金の積立との関係はどうなっているのか。積立金にしても基金にしても、多ければいいというわけではないと思います。基金の目標といいますか、想定される適正な手持金についてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○事務局次長（森谷健君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 森谷事務局次長。

○事務局次長（森谷健君） はじめに、一般会計の考え方についてですけども、繰越金は確かに多くなっていますが、一般会計で一番多く狂ってしまうのは人件費関係でございました。これは派遣される職員がどのクラスかによってだいぶ違ってまいりまして、その辺が見込めない部分がございます。

今回の増額要因としましては、定期昇給が3%を見込んでいます。市町村共済関係ですが、これは負担率がだいぶ変わってきまして8%増の見込みです。消耗品等は出来るだけ削るようにしました。ただ、融通利く部分が一般会計の中にはあまりございませんので、人件費で大きく左右されてしまうという現状でございます。

特別会計の繰出す部分については、特別会計内での動きになります。

一般会計の中だけで見ますと人件費が読みきれない部分がある状況でございます。確かに足りなくなると困る部分もありますので、出来るだけ正確を期したいとは思っているところでございます。

以上でございます。

特別会計の剰余金と積立金については、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） 特別会計の県財政安定化基金をどういう考えで使うのかというご質問だと思いますが、今回の財政安定化基金につきましては、平成22年・23年度の保険料率の抑制のために安定化基金を使用する目的で22年度の当初予算に上げたものです。ところが、21年度の剰余金の関係から安定化基金を使わないで済むということで、22年度と23年度は計上しないで予算編成を行ったものでございます。

今後、保険料率の改定が来るわけですが、保険料率の上昇によっては、安定化基金を取り崩して予算編成をしなくてはいけない場合もございます。今後の給付費並びに国からの調整交付金によって検討しなくてはいけないということです。

安定化基金の積み方ですけれども、国と県と広域連合で1対1対1と3分の1ずつ3億円を積立しているのですが、現在の22年度末では約9億円が積立になる予定です。1ヶ月の医療給付費が106億円位の支払いですので、万が一、保険給付費が非常に高くなった場合の取崩になった場合、まだ足りない部分もございますので、もっと積立でて行く必要があると感じております。

以上でございます。

○14番（今野良和君） はい。

○議長（茨木久彌君） 14番 今野良和議員。

○14番（今野良和君） 今ご説明いただきました一般会計の事務費負担金に関してご質問申し上げたのですが、どの立場の職員が来るかによって、だいぶ違ってくるというお答えだったと思うのですが、事前に派遣元の市町村の方と調整をすれば、それなりに解決出来る問題だと思うのです。その辺をこれから検討していただきたいと申し上げたいと思います。

先程、ジェネリックの話が出ましたけども、今現在、ジェネリック医薬品の利用がなかなか進んでいないということで、どこの自治体、広域連合でも推進しようということで、家計に優しいジェネリックということで進めようと力を入れていますが、今回取り組む事業につきまして、イメージとしては医療費の通知と同じような形でやるのか、イメージがわからないところがあるので、具体的にどのような形で通知や周知徹底を図っていくのかを、もう少

し詳しくご説明をお願いします。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） ジェネリック医薬品の差額通知方法だと思いますが、通知につきましては、現在、医療費通知を行っております圧着式のハガキタイプでお送りしていますが、それと同じ形の圧着式のハガキでお送りします。

内訳としましては、先発医薬品名、自己負担相当額、ジェネリック医薬品に切替えることでどれ位自己負担額が安くなるか、この3つの項目を記載しまして、最初は4月診療分を個人ごとに抜き出して、医薬品を並び比べ、100円以上差額がある該当する被保険者に対して通知するというございます。

以上です。

○14番（今野良和君） はい。

○議長（茨木久彌君） 14番 今野良和議員。

○14番（今野良和君） はい、わかりました。

今回取り組む通知事業の効果を上げるためには、患者さんの方から、ジェネリックに切替えて下さいとは言いにくい状況だと思います。ですから、先程、お話がありました様に、薬を出す所や医療機関の方から切替えをするかどうか言われれば、気分的にも切替しやすいと思います。その辺の取組について、医師会や薬剤師会等の色んな機関との話合いや協議も持たれるかと思しますので、どのように広域連合としては取り組んでいくのでしょうか。

○事業課長（結城義彦君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 結城事業課長。

○事業課長（結城義彦君） 今後の取組についてですが、差額通知を出し被保険者の財布に訴えて割安感を感じてもらおうというのが第1番で、先にジェネリックカードをお配りしていますので、それを先生の方に出して切替えて下さいというか、もしくは差額通知を先生に見せて相談してもらおうといった方がいいかと思しますので、あくまでも先生と相談の上かえてもらうといった方法も差額通知の裏面に記入していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（茨木久彌君） よろしいでしょうか。

先程の今野議員の質問の中で、各市町村からの派遣職員の事前把握の件は検討でいいでし



ようか。

他にございませんか。

○13番（阿部寿一君） はい。

○議長（茨木久彌君） 13番 阿部寿一議員。

○13番（阿部寿一君） はい。14番議員の話の続きみたいで申しわけないんですが、意見としてですが、基金を使わなくても済むのでやめましたというのは立派なことですが、その基金はどこにあるかといったことを考えた場合、権利があるならその基金を使った上で繰越金は別に積むということをやったならば、基金は必ず果実を生むわけですから、財政的に私達の方の基金が充実して行けば、こっちから果実を生んでいくわけです。県の基金に積んでいても県の方の果実を生むだけですから、大きくない話かもしれませんが、額が大きくなっていくと当然その果実も無視出来ませんから、余ったから使いませんでしたではなく、権利があるならば、貰った上で、残った分は私たちの基金の果実を使うということを考えてやっていただきたいなということです。

今回は、出来ない事例だったかはわかりませんので、これ以上は言いません。これで案が出来ていますので。今後の考え方として、今野議員もおっしゃりたかったと思いますが、権利であれば使った上で、余ったものを私達の基金にする。私達の方の果実になるわけですから、保険者、被保険者等の利益になるような形で財政運営を考えていただきたいということであります。これは意見ですから答はいりません。

さて質問ですが、かつての議会で、一般会計の住宅借上げのことで、高いとか安いとかあった時がありまして、ただいくらですといった説明でしかなかったのですが、事項別明細書の住宅借上げは何件分なのか、使用料負担金については何人何か月分なのかを教えていただいた上で、これは基準があるんでしたよねといったことを確認させていただければと思います。

以上です。要するに一般市民から見て、不公平だなど思われなくなっていれば結構です。

○事務局次長（森谷健君） はい。

○議長（茨木久彌君） 森谷事務局次長。

○事務局次長（森谷健君） 住宅借上げについてお答え申し上げます。

借上げしているのは、今現在は6名です。年間通しては5名、冬の間だけというのが1名。基準としては、ここから50キロ以上離れている方を目安にしております。県内からということで当然そういう方が出てきます。こちらに来ていただく方については、市役所・町役場に勤めていて最初からこちらに来ることを見込んでない方でございますので、急遽こちらに来るということで、ある程度の手当てはやむをえないかなということで始まったと聞いており

ます。また、住宅手当を広域連合で出さない場合は各市町村で出す、それよりは一律で、との検討経過もあったと思います。結果として、借上げの10%相当は本人から負担いただき、残り90%はこちらの方で負担するといった形になっております。

○議長（茨木久彌君） よろしいでしょうか。

○13番（阿部寿一君） はい。

○議長（茨木久彌君） 他に質疑はございませんか。これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第3号から議題6号までの議案4件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議第3号から議題6号までの議案4件については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議第7号

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第11 議第7号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

#### 提案理由の説明

○連合長（市川昭男君） 議題7号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条の規定により設置しております山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の委員について、来る3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き、熊谷誠委員、今野健一委員、佐多和子委員、諸橋哲郎委員、和田英光委員の5名を委任することについて、同条例第22条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同5名の皆様には、現在も山形市において、同内容の委員をお引き受けいただいて

いるところであります。

○議長（茨木久彌君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。以上で討論を終わります。これより採決いたします。  
お諮りいたします。議第7号について、同意することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第7号については、同意することと決しました。

---

## 日程第12 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（茨木久彌君） 続きまして、日程第12 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、広域連合の選挙管理委員及び補充員について、議会において選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長によって指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、細谷伸夫氏、佐藤章夫氏、伊豆倉弘子氏、板垣隆氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した4名を選挙管理委員の当選人に決めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました細谷伸夫氏、佐藤章夫氏、伊豆倉弘子氏、板垣隆氏が山形県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員につきましては、第1順位 岩城慎二氏、第2順位 勝見祐子氏、第3順位 鈴木左千夫氏、第4順位 佐藤澄子氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した4名を選挙管理委員の補充員の当選人に決めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位 岩城慎二氏、第2順位 勝見祐子氏、第3順位 鈴木左千夫氏、第4順位 佐藤澄子氏が選挙管理委員の補充員に当選されました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

閉会にあたり、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（市川昭男君） 議長。

○議長（茨木久彌君） 市川連合長。

○連合長（市川昭男君） 本日、定例会にご提案いたしました各案件につきまして、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

高齢者のための新しい医療制度についてもそうありますが、医療を取巻く環境は、年々厳しさを増しているところがございます。そのような状況下ではありますが、高齢者の方々の健康を守るとともに、安心して医療機関にかかっていただけのような制度運営に万全を期して行きたいと存じます。今後も皆様からは、安定した制度運営に向けて更なるご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠に有難うございました。

○議長（茨木久彌君） これをもちまして、平成22年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会

---

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 茨 木 久 彌

署名議員 齊 藤 栄 治

署名議員 伊 藤 護 國